

第11回特別展

新収史料展

1991年10月1日～24日

学習院大学史料館

学習院大学史料館

1991年10月1日

本史料館では、年々史料のご寄贈・ご寄託をうけ、これまでに7万点余の史料を収集することができました。これらは順次に整理・保管作業を進めておりますが、本特別展は、目録刊行に先立って新収史料の一部を紹介し、利用に供するものであります。

ご高覧ののち、たくさんのご意見・ご感想をお寄せいただければ、館員一同、甚幸であります。

またこの場をかりまして、史料を提供くださいました皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、史料館の事業にさらなるご支援をお願い申し上げます。

学習院大学史料館

館長 久野秀男

上総国市原郡賀茂明神関係史料

本文書は、本学卒業生の柴谷末雄氏よりご寄贈いただいた史料群の一つであり、約50件よりなる社家間の争論一件文書である。

賀茂村（現千葉県市原市）鎮守賀茂明神は朱印高10石をもち、神主の平田氏・祢宜小幡氏は、1722（享保7）年にはじめて京都吉田家から神道裁許状をうけている。

列品1によれば、1832（天保3）年、神主平田市正は、諸国高改めに際して祢宜小幡因幡が「大祢宜」の職号をもちいたことを不承知として地頭（旗本水野氏）に吟味を願い、吉田家家来代理：平田内蔵之助（実は尾張徳川家扶持人、国学教授者）に因幡の説得にあたらせるなどしたものの、地頭役所では決しがたいとして寺社奉行に出訴して争った。神主方は、「大祢宜」職号停止、高座を構えて神祭修行すること停止、「賀茂」姓や「連」、「二葉葵」紋などの使用禁止を主張し、一方祢宜因幡方は、平田内蔵之助の身分が疑わしいこと、および神主が「縣主」のかばねと「正神主」の職号を用いているとして反論した。これらはいずれも京都吉田家から免許を受けたことをよろどころにしており、また家来代理を名乗る人物が争論に参入するなど、近世後期の吉田家と関東在方神社との密接な関係を端的に示している。

しかし寺社奉行は、吉田家による職号などの免許などについて、一応の許容をしながらも「争論之基」であるとして、以後、許状を

受ける場合には神主の添簡を遣わすこととし、その他についても「仕来」を守ることを命じたのであった。

こののち、1857（安政4）年には神主・祢宜と2下社家で村々の持場割りをして相互に立ち入らないこととし（列品2）、さらに翌年には社殿修復の分担も取り決め（列品3）、神社運営と氏子関係の秩序が安定にむかったのである。

1 乍恐以書付奉願上候（神主・祢宜争論の訴訟願い下げについて）

1833（天保4）年12月

上総国市原郡賀茂明神関係文書

2 為取替申一札之事（賀茂明神社家の持ち場割りについて）

1857（安政4）年12月

上総国市原郡賀茂明神関係文書

3 為取替申一札之事（社殿などの修復分担について）

1858（安政5）年正月

上総国市原郡賀茂明神関係文書

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

— 田原光泰氏収集文書 —

本文書は、武蔵国秩父郡下名栗村（村高285石余、幕府領、現埼玉県名栗村）の百姓家の古文書126点である。

これらは、1657（明暦3）年の年記をもつ質物証文（列品4）を最古とし、1890年代の文書におよぶ。近世期の村方文書は含まれていないが、いくつかの質物証文から、土地や山林を集積し材木の生産・商売にたずさわった百姓家の古文書であると推定される。当主は近世期において六郎左衛門・六兵衛・六郎兵衛、近代に入ってから町田万吉・万次郎を名乗り、下名栗村小沢に住した。

本史料館所蔵の上名栗村町田家文書とともに、西川林業の成立、近代名栗村の歴史を解明する上で重要な史料である。

質物証文にみる土地と山林

江戸時代における百姓の土地や山林の所持は、領主支配と生産活動によって様々な形態をとった。本文書の質物証文には、下名栗村における所持形態の変化を見ることができる。

検地以前の質物証文である列品4は、右下図のように「ふりやとさわ」の山林を質物とし、そこには永高を課せられた畑が含まれ、さらに借入金高に応じて切畑も添えるとしている。しかし1688（寛文8）年の検地以後は、上畑・下畑などの検地された畑が質物

の基準になり、証文に明記されることになった。なお、当該期の入会地の山林は、違反者に制裁を加えながら、共同で厳しい管理がおこなわれていた。

下名栗村では18世紀末葉から土地提供者・苗木提供者・材木生産者などで成木の売却代金を割り合う分取林業をおこなった(列品7)。これ以後、土地と山林(上木)が別々に質物にされたり、売買される事態が発生した。列品9のように当該百姓家は、この方式によって立間の沢の土地と山林を所持したのである。

4 進上申手形之事(ふりやと沢の林を質物とする証文)

1657(明暦3)年12月14日

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

5 預り申金子之事(質地証文)

1674(延宝2)年極月24日

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

6 進候手かた事(六兵衛の山入りを禁止する連判状)

4月26日

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

7 質物流畑山証文之事 1752(宝暦2)年8月

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

8 杉植分ヶ証文之事 1791(寛政3)年6月

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

9 植分ヶ杉山年季ニ売渡シ申証文之事

1795(寛政7)年4月

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

名栗村成立初期の区長史料

1890(明治23)年、町村制施行により上名栗村と下名栗村が合併し、名栗村が誕生した。これにともなって村内は15の行政区に分割され、各々選出した区長らと村長による自治的行政がはじまる。

ここに示した第一区長町田万吉の執務文書などの綴によれば、区長は村会議で財政・人事などについて議決し、村民に周知する職務を中心としながらも、地方税・村税の納税促進、村持ちの巡査や村立尋常小学校の資金集め、林業技術に関する講演会の案内、道路や川の管理などに奔走していた。地方自治黎明期における村社会のあり様をかいま見ることのできる貴重な史料といえよう。

10 (名栗村第一区長文書の綴) 1890(明治23)年より

(名栗村第一区長文書の綴) 1891(明治24)年より

武蔵国秩父郡下名栗村関係文書

栃木県葛生町湧井家文書

本文書は、本学卒業生である湧井壮吉氏よりご寄託いただいた869件の史料群である。

湧井家は、下野国安蘇郡葛生町（村高2246石、1746年より館林藩領）の定町年寄、年番名主を勤めた家柄であり、麻苧仲買を中心とし、金融活動・土地集積をおこなった豪農である。幕末段階で集積した田畑は43石余、1873（明治8）年段階の貸金額は3332両余、有金額1117両余であった。

また湧井藤七は、1880（明治13）年、田中正造らとともに国会開設建白書を元老院に提出して自由民権運動に参画し、栃木県県会議員・葛生町戸長を歴任した。

本史料群は、以上の履歴に関わる近世・近代行政関係文書、家政・経営文書のほか、湧井家が世話人を勤めた葛生町伊勢太々講文書、檀家惣代を勤めた八龍山安養院文書などによって構成されている。

11 御用向諸色早見扣帳

1823（文政6）年正月吉日

栃木県葛生町湧井家文書

12 （湧井藤七を葛生町ほか4ヵ村の戸長に任ずる文書）

1885（明治18）年3月1日

栃木県葛生町湧井家文書

13 （送り状による麻苧の通り荷物を禁止する旨の書状）

寅（1806年）11月6日 栃木県葛生町湧井家文書

14 乍恐以返答書奉申上候（麻苧流通に関する同郡吹上村ほか

13ヵ村との訴訟の返答書控）

1811（文化8）年7月25日

栃木県葛生町湧井家文書

麻苧（まお）は、苧（からむし）の茎の皮から製した衣料繊維であり、近世期には栃木、葛生など下野国一体で生産されていた。湧井氏は、葛生町麻苧仲買仲間の行事をつとめていたため、栃木の仲買仲間や江戸の麻苧問屋仲間から麻苧流通に関する書簡が寄せられていた。

1806（文化3）年、江戸の麻苧問屋仲間は、送り状による麻苧の通り荷物を禁止し直接買い付けをすること、輸送の船賃を栃木・葛生などの在方仲買商人が負担することを取り決め、品質と価格の安定をはかろうとした。列品13は、これを再三にわたって通告した書状の一つであり、また列品14は、同様に麻苧産地であった吹上村ほか13ヵ村が、江戸問屋仲間の新体制から除外されたため、栃木・葛生仲買仲間と江戸問屋仲間が結託して商売を妨害したとして訴訟を起こしたのに対して、葛生仲間が新体制のもとで同様に迷惑している旨を返答した文書である。都市問屋による麻苧の独占集荷体制が在方の流通秩序を大きく変貌させていった様がありありと見てとれる。

15 覺（太々神楽料物） 1844（天保15）年2月19日

伊勢太々講諸入用帳の綴

道中日記

栃木県葛生町湧井家文書

近世葛生町では、数年に一度、伊勢神宮に太々神楽を奉納して「祓い」とするため、講を結成していた。葛生町の場合、この仲介をしたのは外宮の御師久保倉大夫配下の者であり、1844年の神楽奉納の際には、合計で金30両2分を納めていたことが知られる。太々神楽講の世話人を勤めた湧井家には、このほかにも参宮や神楽奉納の諸入用帳や道中日記が残されている。

16 記（葛生学校への寄付金の領収証）

1878（明治11）年12月1日

学校一時寄附金御願書 1875（明治8）年8月16日

即時寄附金御願 1878（明治11）年2月16日

栃木県葛生町湧井家文書

17 奉願御法流之事

1729（享保14）年10月11日

栃木県葛生町湧井家文書

18 （権大僧都金明を法印に叙す補任状）

1786（天明6）年10月8日

栃木県葛生町湧井家文書

列品17・18は、八龍山安養院文書の一部であり、同院が無住になった際、檀家惣代をつとめた湧井氏が引き取り、湧井家文書に混入したものである。

列品17によると安養院は、葛生村鎮守八龍神宮を管理していたが、1729年段階では僧侶が常住していなかった。そこで新義真言宗豊山派の江戸密蔵院に住職の派遣を願ったのであった。1786年には安養院の金明が京都大覚寺門跡から法印に叙せられる（列品18）など、こののちの安養院住僧はしばしば僧位・僧官をえている。

このほか、施餓鬼会関係の文書や幕末における本堂などの修築関係文書ある。

内膳司浜島家文書 II

浜島家は、朝廷儀式の膳を調進する内膳司奉膳（長官）を勤めた家柄であり、古くは高橋姓をもちいた。本文書は、浜島康一氏より先にご寄贈いただいた「内膳司浜島家文書」と一体をなすものであり、総件数192件、ほぼ近世期の史料群である。

先に受贈した分が内膳司の職務に深く関わる史料であったのに対し、これらは家格関連文書と文学・美術作品を中心とし、職務関連史料を一部含んでいる。

ここには、同家によって大切に保管されてきた後土御門天皇繪旨写や一六〇〇年前後の口宣案、および内膳司の日記を展示した。ま

た列品19「辛櫃」は、これらの家格や職務に関わる文書を保管してきた文書箱である。

19 辛櫃（文書箱）

内膳司浜島家文書 II

浜島家文書のうち、職務や家格に関連した文書が納められていた文書箱である。「辛櫃（からびつ）」は、衣類や調度品をおさめるほかに、古来から記録入れとしてつかう場合があった。12世紀後半の『今鏡』には、「蔵人の頭におはせし時も、殿上の一寸ものし、日記のからびつに日ごとに日記かきいれなどさせて」などの表現が見える。また、浜島家文書IIには「辛櫃」の図面があるので、おそらくは近世のある時期に、このような伝統的文書保管箱を調製させ、内膳司奉膳（長官）職にかかわる文書を大切に保存したものと考えられる。

20 （後土御門天皇綸旨写）

1469（応仁3）年3月3日 内膳司浜島家文書 II

本文書は、内侍所供御人平宗次が商売免除の支証を天王寺一乱、すなわち応仁の乱の災禍のため紛失したことを申し述べたところ、先例の通り神役を全うすべきことを下知するように命じられた右大弁（蔵人頭町広光カ）が内膳司正に伝えたものである。なお本文書の封筒には、1842（天保13）年11月、内膳司長官志摩守清平が修復を加え、「官庫」に収蔵したことが記されている。

21 （高橋清秀を従五位下に叙する口宣案）

1620（元和6）年正月26日

（高橋清房を従五位下に叙する口宣案）

1577（天正5）年12月30日

内膳司浜島家文書 II

22 天保四癸巳年日次記

1835（天保6）年9月7日（清書年）

内膳司浜島家文書 II

古典美術に関する知識の集積

朝廷儀式に際して膳を調進する職務上、内膳司はさまざまな故実・典礼に関する文書や絵図を収集していたが、これに関連しながら古典美術に関わる膨大な知識をも集積して、内膳司長官の家柄にふさわしい教養を保っていた。

浜島家文書IIには、数多くの意匠に関する書物や模写した図面、「鶴岡放生会職人歌合」・「志貴山縁起」などをはじめとする十数種の中世絵巻物模本がある。これらのうち、列品23「色形」は、織物2反を染めるだけの染料の作り方などを、色のサンプルをそえて解説したものである。

また、列品24の「伴大納言絵詞 第二巻・三巻模本」は、866（貞観8）年の応天門の変に取材し、大納言伴善男の陰謀事件の始

末を描いたもののうち、ある人物が放火の真相を人々に告知した場面である。貴族や庶民の活動的で表情豊かな様もさることながら、原本の紙幅を朱の野線で示したり、絵具の剥落までを精緻に写した技法は注目にあたいする。

23 色形

1802 (享和2) 年4月 内膳司浜島家文書 II

24 伴大納言絵詞 第二巻・第三巻模本

内膳司浜島家文書 II